

第1 趣旨

この要領は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

第3 事業の実施主体

市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 補助事業の内容等

1 事業の内容等

「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和7年4月8日こ成環第173号）の別添1「放課後児童健全育成事業」3～9、別添2「放課後子ども環境整備事業」3、4、別添3「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」3、別添4「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）」3、4、別添5「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」3、別添6「放課後児童支援員等処遇改善事業」3、4、別添7「障害児受入強化推進事業」3、別添8「小規模放課後児童クラブ支援事業」3、4、別添9「放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業」3、別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」3、別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」3、別添12「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」3、4、別添13「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」4、別添14「放課後児童クラブ利用調整支援事業」3、別添15「災害時放課後児童クラブ利用料支援事業」3のとおり。

2 補助基準額及び補助率

交付要綱別表のとおり。

3 留意事項及び保護者負担

別添1「放課後児童健全育成事業」10、11（3）、別添3「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」4、5（2）、別添4「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）」5（2）、別添5「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」4、5（2）、別添6「放課後児童支援員等処遇改善事業」5、6（2）、別添7「障害児受入強化推進事業」4、5（2）、別添8「小規模放課後児童クラブ支援事業」5、6（2）、別添9「放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業」4～6（2）、別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」4、5（2）、別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」4、5（2）、別添12「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」5、6（2）、別添13「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」7、8（2）、別添14「放課後児童クラブ利用調整支援事業」4、5（2）、別添15「災害時放課後児童クラブ利用料支援事業」4、5（2）のとおり。

第5 対象経費

交付要綱別表のとおり。

第6 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付申請書（第2号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類

第7 実績報告

本事業の補助を受けた者は、交付要綱に定めるもののほか、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金実績報告書（第6号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表4）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類